

## 平成28年6月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月28日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	欠席

4. 欠席委員 (1名)

委員	14番	白河 澄雄
----	-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 あっせんについて

議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○局長

皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、6月の定例総会を開会いたします。

本日は、14番委員より、酪農政治連盟常任委員会出席のため、欠席届が出ております。

従いまして、委員14名中13名の出席を確認し、本会が成立したことを報告します。

それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

季節は梅雨に入りまして、毎日、天気予報を気にしながら農作業に励んでいることだと思います。天気も一時的に回復しまして梅雨も上がるかなという感じもありましたが、また前線が下がってまいりまして、ぐずついているようです。

そのような中、新年度も3ヶ月を過ぎようとしております。

今年度も、引き続きさまざまな農業施策が進められ、昨年、落ち込んだ、さとうきびの生産量や農業所得の向上にむけた取り組みがなされているところです。

農業委員会でもいよいよ、農地利用状況調査が始まります。法改正により義務づけられた重要な農業委員の活動ですので、目標である「遊休農地ゼロ」に向けて、確実なスタートがけられますよう、農業委員会が一体となって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、利用状況調査表等が配布されておりますので、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

## ○議長

それでは、これより、6月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員には13番古田委員と、1番小倉委員を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

資料は1ページです。

今月は、所有権移転5件、賃借権設定4件、使用貸借権設定2件、合計11件の申請がありました。

1番です。住吉下能野地区です。台帳現況地目畠の3筆で、合計面積 5,767 平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

許可後の経営面積が 5,767 平米となり、下限面積の 50 アールを超えます。

2番です。住吉浜之町地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 262 平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。上西横山地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 1,965 平米を売買により所有権移転するものです。

4番です。上西横山地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 710 平米を売買により所有権移転するものです。

2ページをお開きください。

5番です。上西横山地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 1,635 平米を贈与により所有権移転するものです。

6番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 2,072 平米を使用貸借により3年間借り受けるものです。

7番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畠の5筆で、合計面積 3,091 平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

3ページをお開きください。

8番です。国上寺之門地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 888 平米を賃貸借により3年間借り受けるものです。

9番です。国上寺之門地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 2,046 平米を賃貸借により3年間借り受けるものです。

10番です。国上白石地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 1,600 平米を賃貸借により3年間借り受けるものです。

6番、8番から 10 番の借人は同一で、許可後の経営面積が 6,606 平米となり、下限面積の 50 アールを超えます。

4ページをお開きください。

11番です。国上湊地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積 933 平米を売買により所有権移転するものです。

以上、本件1番から 11 番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

### ○1番委員

はい、1番です。

農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番について報告をいたします。

貸人については電話で確認をしました。

借人については、6月24日、本人立会いのもと現地調査と調査表に基づき聞き取りを行いました。

借人は、今回新規就農者で支援金を受給しながら、安納いも、スナップエンドウ、ばれいしょ、カボチャなどの栽培を行うとのことでした。

機械等については、義理の親から借りて、兄より技術支援をいただきながら耕作するとのことです。

現地は下能野の圃場整備が完了した農地3筆で、義理の親から5年間使用貸借で、借り受けをするものであります。

以上、報告をいたします。

### ○3番委員

はい、3番です。

農地法第3条の規定による許可申請について、番号2について説明いたします。

27日に、譲受人立会いのもと現場を確認いたしました。

譲渡人の方は、千葉県在住なので電話で連絡をとっております。

現地は、この譲受人の家の前にありますて、現在は、さとうきびを植え付けてありました。

この方は、園芸を主にした作物を作っておりますておりまして、その後、さとうきびを収穫したあとは、スナップエンドウとかを作付する予定だという事でした。

申請どおり間違いないと思います。

以上です。

### ○4番委員

はい、3番、4番、5番は私の担当ですので報告をさせていただきます。

3番の方ですけれども、3番と4番は、譲渡人と譲受人は兄弟という間柄でして、ごらんのように対価の方が極端に安いということですけれども、これは、ただよりはという事で、一応これで良いのではという事で決めたみたいです。

3番の譲受人に、なかなか電話で連絡がとれなくて家に伺いましたところ、腰が悪くて入院をしており、ちょうど退院したということで現地には同行できませんでしたが、畑は私が知っておりましたので確認をして間違ひありませんでした。

現在、この3番の方は、落花生、里芋を作付けしておりました。

4番の方は、園芸をやっている方でいろんな種類を作っておりますて、ただいま、とうもろこしの収穫が終わり、きれいに片づけて安納いもが栽培されておりました。

それから5番の方ですけれども、これも兄弟で弟から姉への贈与ということで、現在、

双方のおじさんになるんですけれども、でん粉用甘藷が作付けをされておりまして、申請をしたときにはもう既に作付けがされておりましたので、一応収穫が終わったら本人が作るということです。

皆さんのはうに審議をいただきまして、もし、だめということであれば収穫が終わってから再度申請ということになりますけれども、皆さんの理解を得られるようであればありがたいと思います。

あと申請内容は、間違いありませんでした。

#### ○5番委員

はい、5番です。

番号6番、7番について説明いたします。

6番については、23日、借人と現地調査を行いました。

貸人は、鹿児島在住で電話にて確認をとっております。

貸人と借人は兄弟の間柄でございます。

借人は、これから本格的に農業を始めたいとのことで、国上方面も借りているようございます。

焼酎いもを栽培して鹿児島のほうに出荷したいとのことです。

また、農作業については、一部を外部委託したいとのことでございました。

7番ですけど、25日、借人と現地調査を行いました。

貸人は、沖縄在住ですけど兄弟が西之表に在住しているということで、本人とも電話で確認をとっております。

借人はウコンを栽培する方で、この土地に来年ウコンを作りたいとのことでございました。

台帳は、5筆となっておりますが、現況は1枚となっております。

以上です。

#### ○8番委員

8番です。

番号8、9、10について説明したいと思います。

番号8と9は、申請人は違っていますが、9番の申請人は、8番の母になる方で実質8番の方が管理しているところで土地もすぐ隣同士です。

校区のグラウンドの北西に隣接する農地でした。

10番の方は、白石地区になりまして、ここは25日に、双方立会いのもと話を聞いてきました。

借人は、6番と一緒に方で、焼酎いもの仲買を主にしながら、自分でも栽培をしている方で、農機具等はあまり無いようですが、知り合いが多くて国上の方にお願いをして作業等は行ってもらっているということでした。

何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長

整理番号 11 番ですけれども、先ほど事務局の方から説明がありましたように、本日白河委員が欠席ですので、事務局が事前に聞き取りを行っておりますので白河委員にかわりまして事務局に報告をお願いします。

○事務局

番号 11 につきまして、担当の 14 番委員から報告を受けておりますので事務局の方から代わりに報告をいたします。

申請地は湊地区にあり、昨年 11 月に取得した農地に隣接する農地であります。

昨年の申請時に同時に申請しようとしたところ、その時点では相続未登記であったため、今回、相続登記が完了したことを受けて申請をすることになったようあります。

現地にはさとうきびを新植しております。

6 月 22 日に譲渡人、譲受人、双方に電話にて確認を行いました。

申請どおり間違いないことを確認しました。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第 1 号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

議案第 1 号について、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○2 番委員

よろしいですか。

○議長

はい。

○2 番委員

番号 5 についてですが、会長の説明で、今は別な方が作付されているということですが、これは、作付けが終わってから新たに申請をしていただきたいと思います。

現状ではこれは、同意できません。過去にも、現和でこういう事例がありましたので、よろしくお願いします。

○4 番委員

一応、本人には収穫作業が終わってから、もう一度申請になるかもという事は本人にも言ってありますので、皆さん、そうしなければならないということであればその旨本人に事務局の方から報告をしていただきたいと思います。

○議長

皆さんどうでしょうか。

今、2 番委員の方からありましたけれども、そのように取り計らいましょうか。

皆さんの意見を伺いたいと思いますけれども、

#### ○4番委員

これはですね、ちょっと説明をしますと双方の叔父に当たる人で、元々その人がずっと耕作していたんです。

今回、弟の方が、自分の兄弟の方に譲るということで、この申請になったのですけれども、もう申請をしたときに既におじさんが作付けをしていたものですから、そのまま申請したところです。

この会で認められなければ、当然その収穫が終わってから、再度申請を出すように本人には言っております。

#### ○2番委員

いいですか。過去にこういう事例があつてその時、認められなかつたものですから。

その時には水田で米をつくっていたんです。

その米を取つた後に再度申請をしていただくということで、定例会で決まつたと記憶にあります。過去の事例からしても、そうした方がいいのではないかと思います。

どうでしょうか。

#### ○議長

はい、どうですか。

皆さん、そのように取り計らいますか。

はい、わかりました。その旨事務局の方から伝えてもらって、再度収穫が終わってから申請ということでお願いをします。

#### ○事務局

再度申請がされるということは問題ないのですが、一応、申請が出されていますので、許可か不許可かの審議をしていただきて結論をお願いします。

#### ○議長

はい、わかりました。

今の5番の案件ですけれども、これは不許可ということでよろしいですか。

(はいの声あり) それでは、そのようにお願いします。

#### ○議長

他にありませんか。

はい、無いようですので、それでは採決をいたしたいと思います。

整理番号5番を除いた他の案件に賛成という方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

5番を除いた他の1番から11番までは賛成ということで決定をしたいと思います。

#### ○議長

続きまして議案第2号非農地証明願いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第2号非農地証明願いについてを説明いたします。

資料は5ページです。

1番です。住吉形之山地区です。台帳地目は田ですが、昭和60年以前から耕作せず現在山林となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

2番から4番は関連があるので一括して説明します。

榕城中野地区です。台帳地目は畠ですが、それぞれ平成9年、昭和41年、昭和50年から耕作せず、現在宅地及び雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

6ページをお開きください。

5番です。榕城牧之峯地区です。台帳地目は畠ですが、平成5年4月1日頃から耕作せず現在雑種地となっています。

平成27年12月頃に人為的に手を加えてしまったため、顛末書及び2農家からの手を加える前から荒廃地であったことの事実確認書を添付して申請を行っております。

交付基準3(イ)に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

## ○議長

委員長の説明をお願いします。

## ○2番委員

はい、昨日は大雨の中、調査をいたしました。

3番委員、事務局より局長、内田さんと、担当委員の南委員に来ていただき調査を行いました。

まず、非農地証明願いについて、番号1ですがスライドを見てください。

山林化しております台帳は田になっておりますが、こういう状態ですので現地でも認めてもいいのではないかという意見の一一致をみたところあります。

それから、番号2、3、4につきましてでありますが、スライドのとおりコンクリート舗装されて倉庫と住宅が建っている状況です。

これも、宅地となっておりますので認めていいのではないかという意見の一一致を見ました。

それから、番号5ですけれども、これは事務局から説明がありましたように、人為的に手を加えたということで、すでに顛末書も出されておりまして、それから牧之峯地区的行政連絡員さんともう一人の農家の方が事実確認書の提出もされておりますので、これも認めていいのではないかという結論に達したところあります。

以上で説明を終わります。

## ○議長

はい、それでは、担当委員の報告をお願いします。

○3 番委員

はい、3番です。

先ほど調査委員長が報告したとおり、番号1なのですが、本人と私は同級生で、本人もここに田んぼがあるということは昔から知らなかったということで、下の方が田んぼだったということで、現在、道路からはもう全然見えてないような状態なんです。

今は、雑種地になっておりまして、何十年も前から使用はしておらず本人もわからぬいということでした。

○12 番委員

12番です。5番につきまして、調査委員長の報告があったとおりです。

これは、以前の総会で出たが取り下げになったところでございます。

説明のとおりですのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長

はい、ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○8 番委員

はい、番号5ですけど、人為的に手を加えてというのは、ハエを敷いたという事ではなく何か用地にするという目的でしたんでしょうか。

○2 番委員

いいですか。番号5はラップした牧草の置き場に使用しておりました。

○議長

補足して説明しますと、委員長が言われたように畠にならないところで、牧草置き場にしております。手を加えていけないことを知らず置き場用に整地をしておりました。

それで、事前に農地に手を加えたということで、前回のときは取り下げになりました今回の申請に至ったところです。よろしいですか。

他にありませんか。

それでは無いようですので採決します。

議案第2号、非農地証明願いの1番から5番について、非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第2号非農地証明願いの1番から5番については、非農地として承認することといたします。

それでは、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号、「あっせんについて」を説明いたします。

資料は7ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が2件、「借りたい」の申し出が1件でした。

7ページ1段目「貸したい」の申し出です。場所は下西川迎地区の畠2筆、合計面積3,473平米です。農地を返還されたのち、少し荒れ始めている状況です。

あっせん委員は、5番石寺委員と2番橋口委員にお願いいたします。

7ページ2段目「貸したい」の申し出です。

7ページ、2段目です。「貸したい」の申し出です。場所は下西池野地区の畠1筆、面積1,447平米です。昨年末農地を返還されたため、新しい借り手を探してほしいとのことです。少し雑草が生え始めている状況です。

あっせん委員は、5番石寺委員と2番橋口委員にお願いいたします。

7ページ3段目「借りたい」の申し出です。場所は上西横山地区の畠1筆、面積577平米です。隣接地を申出人が借り受けて耕作しておりますが、対象地を含めて一枚で耕作したいということですが、連絡先が分からぬ状況であります。

あっせん委員については4番脇田委員と2番橋口委員を指名いたします。

なお、本件については、まず事務局から現所有者へ通知を発出し、連絡が取れたあとに、あっせん委員に貸借期間や借賃等の調整を行っていただくことになります。

以上です。

#### ○議長

今の「あっせんについて」ですけれども皆さんのはうから何か質問はありませんか。

#### ○5番委員

はい。私も現地を見に行ったのですが、道が狭いのですよね。

軽トラックがやっと通るくらいで、市道沿いで多少荒れていますがどうにかなるのではないかと思いますけど、あの2カ所は、ちょっと厳しいのではないかなと思っています。

#### ○8番委員

横山地区の件ですけど隣接地と1枚にするという事ですか。

連たんで使うということですか。

#### ○4番委員

私の担当のところのすぐ隣ですけれども、

今、農地所有適格法人が借りているところに隣接する場所で、地主が誰かわからないまま今まで誰かが耕作をしていたようです。

今までお金を払おうにも払う先がわからないということで、農業委員会に頼んで調べてもらった方が良いと勧めたところです。

要するに、地主が誰かわからないのでお金も誰に払えばいいかわからないということで、一応、事務局に調べてもらうことにした案件です。

○2番委員

事務局は調べたのですか。

○事務局

この総会が終わったあとに、本人に通知をする予定です。

住所等は固定資産の台帳に載っているものがありますので、そういったところを使って、こちらの方から通知をする予定にしております。

○議長

いいですか。

あっせん委員になられた方はよろしくお願ひします。

○7番です。

7番です。

申請地が不在地主で、それでも他人があっせんできるのですか。

○議長

私たちでは調べられないで事務局の方から調べてもらって、本人が分かった時に手続きをするわけです。

担当は、私と2番委員ですので、あっせんをしていく事になると思います。

○議長

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号、農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを説明いたします。

まず始めに利用権の設定を説明いたします。

1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成28年7月1日から平成31年6月30日の3年間、地目畠、面積2,326平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年7月1日から平成33年6月30日の5年間、地目畠、面積3,400平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成28年7月1日から平成38年6月30日の10年間、地目畠、面積858平米、内更新分0平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを詳細については、1の3ページから1の5ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成28年7月1日に所有権を移転するものです。地目田、面積2,818平米、地目畠、面積6,854平米、合計面積9,672平米、所有権移転をする者5人、受けれる者3人です。

内訳については2の2ページを、詳細については2の3ページから2の21ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ただいま事務局の方から説明がありました。

始めに、利用権の設定について審議をいたします。

なお、2番については、13番委員が利用権の設定を受ける法人の構成員となっております。

このことについては、農業委員会法第31条の議事の参与の制限に該当するという事ですので2分割して審議します。

まず始めに1番と3番を審議しますので、順次、担当委員の報告をお願いし、3番については事務局より報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。

利用権の設定、番号1番について説明いたします。

25日、設定を受ける者と現地調査を行いました。

利用権を設定する方は、先ほどの3条申請の7番の方と同じ方で沖縄在住の方でございます。借人は、運送業を経営しながら農業に取り組む担い手農家でございます。さつまいも、さとうきび、バレイショを幅広く作っている方でございます。台帳は2筆でございますが、現況は1枚の3,400平米でございます。ここに、バレイショを栽培したいとのことでございます。

何の問題はないと思います。以上です。

○議長

次に、3番について事務局から報告をお願いします。

番号3につきまして、担当の14番委員から報告を受けておりますので事務局の方から代わりに報告をいたします。

申請地は国上中目地区から湊地区へ向かう市道沿いにあり、現在、安納いもを作付していました。

貸人は、鹿児島市に居住する不在地主で、借人は浦田地区の認定農家です。

6月22日、貸人、借人双方に電話にて確認しました。

申請通り間違いないことを確認しました。

なお、貸借期間が10年であるので、中間管理事業の利用を勧めましたが、機構を通じての貸借は希望しないとのことでしたので、今回の利用集積計画にて申請することになったようです。以上です。

○議長

それでは、整理番号1番と3番について質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、異議なしの声がありましたので、それでは1番と3番に賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

それでは整理番号1番と3番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

次は、「利用権設定」整理番号2につきまして審議をいたします。

審議の間、13番委員の退室をお願いします。

○9番委員

9番です。整理番号2につきまして報告をいたします。

昨日、借人の案内のもと現地調査を行いました。農地の場所としましては、沖ヶ浜田の共同墓地から山手の方に500メートルぐらい上がったところにある農地でした。

現在は牧草を作付けしておりました。借人がこの農地のすぐそばに自宅があったものですから自宅にお伺いして確認をとりました。

申請どおり間違いございませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは整理番号2番について質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

これは、牧草をこの借人が現在すでに作付しているわけですか。

(はいの声あり) わかりました。

ありがとうございます。

○議長

はい、ほかに質疑のある方はいませんか。

はい、異議なしの声がありました。

それでは採決をいたします。整理番号2番について、賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、整理番号2番についても原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで、13番委員の入室を許可します。

それでは、続きまして所有権の移転、整理番号1番から5番につきまして審議をいたします。

1番から5番について、順次、担当委員の報告をお願いします。

## ○9番委員

9番です。整理番号1、2につきまして報告をいたします。

所有権移転を受ける者が1と2が同一という事でありますので同時に報告したいと思います。

移転する者、移転を受ける者は親戚関係にありまして、以前この法人の代表者が個人で貸し借りの契約を結んでいましたが、今回、双方の話し合いの中で所有権の移転ということになったところです。

農地に関しましては、安納いもの作付けをしているというところでございます。

申請どおり間違いございませんでした。以上です。

## ○10番委員

10番です。番号3について説明いたします。

22日所有権の移転を受ける方と現地にて立会いをしてもらいました。現在、植え付けはしておりません。来年また稻を植えるということでした。

所有権の移転をする方はけっこう年配の方で、昨日やっと連絡がとれまして電話で確認をしたのですが、代理人を立てているという事でしたので代理人を聞きまして、そこに電話をいたしまして代理人と確認をとりました。

申請書どおり間違いないと思います。

## ○11番委員

11番です。4番について説明します。

所有権を受ける方とは、21日に現地を確認しております。所有権を移転する方とは電話で連絡をとったのですが、この方はこちらのほうに帰って来ることは無いということです所有権を移転することを決めたということでした。

申請どおり間違いありませんでした。よろしくお願ひします。

## ○12番委員

12番です。5番につきまして説明をいたします。

23日に現地調査ということで電話を入れたのですけれども、携帯も通じないという状況でしたけれども、航空写真、それと図面等で見まして、私1人で現地を確認しております。自宅のすぐそばでした。道路際の田んぼですけれども、現在、作付けはしておりません。

所有権の移転をする者のおじさんが昨年まで、稻を作っていたということでしたけれども、今年は入院して作付けしていないということで、この所有権移転する方は、牧之峯の方で、もう自分も作付けしないという事で所有権を移転するということでした。

また、次の日に移転を受ける方、この方は大型の酪農家ですけれども、連絡が取れまして牧草を作付けするということで他に対応する事はないという事を確認し、それはありませんということで確認を取っております。

双方の確認は電話で取っておりますのでよろしくお願ひいたします。  
以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

整理番号1番から5番について質疑のある方は挙手で願いします。

はい、異議なしの声がありました。よろしいですか。

それでは、採決します。所有権の移転の1番から5番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、所有権の移転1番から5番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

平成28年6月28日

会長 鹿田 峰生 

13番委員 古田洋美 

1番委員 小倉伸一 